

INSPIRE 指令 2007/2/EC

[参考訳]

2017年8月19日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Directive 2007/2/EC of the European Parliament and of the Council of 14 March 2007 establishing an Infrastructure for Spatial Information in the European Community (INSPIRE) (OJ L 108, 25.4.2007, p.1-14)のテキスト(英語版)に基づき、和訳を試みた。テキストは、下記の Web サイトにある EU 官報 (Official Journal of the European Union) から入手した。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32007L0002&from=EN>
[2017年8月14日確認]

指令 2007/2/EC(以下「INSPIRE 指令」という。)は、前文、条文及び別紙の3つの部分で構成されている。この参考訳においては、前文、条文及び別紙の全文を訳すことにした。

この参考訳においては、原則として直訳とした。情報処理関連用語に関しては、標準的な訳語に従った。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意識とした。

ただし、意識の語彙上の選択基準は、個々の法令の制定趣旨や当該法令の起草者の個人的趣味や歴史的変遷等を反映せざるを得ない部分があるので、個々の法令により一定せず、常に個別的なケースバイケースの検討が求められる。それゆえ、一般の英語教育上の慣例や翻訳家の慣例とは異なる訳となっている部分がある。

この参考訳は、あくまでも INSPIRE 指令の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるので、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

INSPIRE 指令には、その実装のための多数の関連法令及びその改正法令がある。それらについては、下記のサイトに一覧と統合された条文等が掲示されており、参考になる。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=LEGISSUM:l28195>
[2017年8月15日確認]

原文の中では、「INSPIRE」と「Inspire」が混在している。しかし、同一の情報システムを指す語(固有名詞)である。INSPIRE 指令の標題では「INSPIRE」が用いられている。しかし、第1条第1項では、「Inspire」と示すと定められていることを尊重し、この参考訳では、標題部分では「INSPIRE」と表記するが、それ以外の部分については、全て「Inspire」を用いて統一的に表記することにした。

「Inspire」は、位置データ(location)を提供するシステムである。その用途は、実際には様々であり、例えば、国境警備隊、沿岸警備隊及び NATO と構成国の軍のためにも使用され得る(例:仮想現実技術と組み合わされた操縦装置や装備運用技術等)。また、環境保護とは無関係の娯楽を主眼とするデジタル産業の育成のためにも使用され得る(INSPIRE 指令の第11条参照)。

INSPIRE 指令を読む限り、そのような汎用または多目的のシステムの構築・運用のために、EU 及び構成国の資金が環境保護目的の予算費目として計上可能であることには、特に注目すべきではないかと考える。また、別の見方からすれば、環境保護関係の予算枠ではシステムの構築・運営に不足するため、環境保護とは直接の関係のない分野からも予算の支出が可能であるように設計されているとも考えられる。日本国における法制定や予算支出の実情と重ねて考察してみると、非常に興味深いものがある。

INSPIRE 指令は、文化的な素材のデジタル化及びオープンデータ化と関連する指令 2013/37/EU の前文(20)においても準拠すべき考え方の1つとして示されている。今後、2次元の画像素材のみではなく、3次元の素材、そして、香りや感触を含め、従来はデジタルコンテンツとして構成することが難しかった要素を統合する次世代のコンテンツを考える上でも極めて重要なものではないかと考えられる。

INSPIRE 指令の前文(15)において、「The loss of time and resources in searching for existing spatial data or establishing whether they may be used for a particular purpose is a key obstacle to the full exploitation of the data available」と述べられていることには、特に注目すべきである。ここで述べられていることは、空間データ(spatial data)だけに限定されるものではなく、法学の領域における法情報(legal information)についてもそのまま妥当する。

ただし、情報を提供するためのシステムがいかに優れていたとしても、その利用者の能力が低劣である場合には、人工知能システムが自律的にそれを利用する場合を除き、システム及びデータの充実は、ほとんど意味をなさないことには十分に留意すべきである。

素朴な「情報リテラシ」という意味での「情報を活用する能力」ではなく、一定レベルを超える能力をもつ人々の集団における絶対量としての格闘能力のようなものの多寡が問われるのである。日本国の普通の法学の領域において完全に欠落しているのは、このような観点であろう。しかし、それが誤りであることは、フランスの人権宣言やアメリカ合衆国の独立宣言を冷静に読んでみれば、誰の目にも明らかであることである。この場合、「権利主体」として想定されている人々がどのような人々であるかについては特に留意する必要がある。その考察においては、牧歌的なレベルの平等主義的な観点またはそのような想定は、完全に捨てられなければならない。かつ、一定の価値判断や政治的イデオロギーを一旦離れて、テキストそれ自体として精密に読まなければならない。

単純な能力主義や成果主義には、無論、大きな弊害がある。しかし、本質的な意味での「生存」という観点から考えた場合、根源的な部分において、再考を求められるべき部分が少なくないように思われる。いずれにしても、チャールズ・ダーウィンのいう意味での適者生存法則が仮に正しいとすれば、次世代の地球の支配者は、人類ではなく、人工知能システムまたは完全に自律型のロボットであるかもしれず、もしそうであるとすれば、このような考察はまるで無意味なものとなる。しかし、仮に次の世代においても人類が世界の支配者の座を維持しているというのであれば、人類は、更に考察し続けなければならない。

他方、情報へのアクセス及び公開に伴って生じ得る異なる法益の衝突（特に情報の秘密性ととの抵触）の事態と関連して、INSPIRE 指令の第 13 条は、非常に興味深い検討対象を提供しているように思われる。今後、同条に関する研究が深められるべきである。

（この参考訳を作成する際に考慮した事項）

「spatial data」は、要するに、GPS システム等によって提供される位置データ（location data）を不可欠の構成要素とするデータの組み合わせのことである。

個々の位置データは、環境保護の目的の場合を含め、様々な用途のために別の構成要素と組み合わせて使用されるのが普通であり、単なる位置データのみを指すのではなく、そのような組み合わせとして構成されている 1 つのまとまりのあるデータのセットのことを「空間データ」と呼ぶ例が多い（正確には、INSPIRE 指令の別紙参照）。地理情報システム（GIS）は、その応用例の 1 つとして理解することができる。この不可欠の要素としての位置データ（location data）には、2 次元のものだけでなく、3 次元のものも含まれる。また、現時点のものとして過去の時点のものも含まれる。

位置データを不可欠の構成要素とするという点に着眼すると、「spatial data」を「位置データ」と意識することも考えられる。特に、個人データの法的保護との関係を考える場合、「spatial data」を「位置データ」として明示したほうが問題的を明確化しやすいという利点がある。この参考訳では、語の一般的な利用状況を含め、諸般の事情を考慮した上で、「spatial data」を「空間データ」と直訳することにした。

「infrastructure」は、通常、「インフラ」と訳される。「インフラ」は、物的施設・設備のみを指すものではなく、基本的には相対的な概念である。しかし、「インフラ」は、一般に、物的施設・設備、または、それに準ずるものを指す語として解されることが多い。

ところが、INSPIRE 指令の第 3 条にある定義から理解されるように、この指令でいう「infrastructure」は、物理層を構成する物的施設・設備だけではなく、空間情報を共有するためのネットワークシステムに適用される合意やプロトコル等の総体を意味することが明らかである。そこで、この参考訳においては、「infrastructure」を「基盤」と訳すことにした。

一般に、日本語としての「基盤」は、物的なものだけで構成される対象を指すこともあるが、観念的なものだけで構成される対象を指すこともある中立的な語である。INSPIRE 指令における「infrastructure」は、物的な対象と観念的な対象とが混在するものとして理解されな

ればならない。

「intellectual property rights」は、複数形になっているので、様々な種類の権利が含まれると考えられる。その中には、著作権だけではなく、特許権、営業秘密、意匠権、そして、*sui generis* の権利等も含まれ得る。日本国の著作権法との関係では、同法第41条第1項が関係すると考えられる。ただし、国際的な整合性の点に関しては、今後、更に検討を要する(INSPIRE 指令の第4条第5項参照)。

この参考訳においては、「intellectual property rights」を「知的財産権」と訳すことにした。

「Hydrography」は、様々な分野において全く異なる訳語が生成され、使用されており、帰一するところがない。INSPIRE 指令の別紙Iでは、内水面及び海面に関し、国家主権の及ぶ範囲内(実効支配の及ぶ範囲内)で、国際法上、公法上及び私法上の権利関係の地理的区分を示すための概念として「Hydrography」が用いられている。そこで、この参考訳では、通常の訳語とは全く異なるが、「水面区分」と訳すことにした。

この「水面区分」という概念は、陸上における土地の区分に対応するものであり、これは、国際水路条約(Convention on International Hydrographic Organization)に基づいて設置されている国際水路機関(International Hydrographic Organization)が所管する「航路」という要素のみで構成されるものではない(INSPIRE 指令の別紙III参照)。一般に、船舶の航行が全く不可能であるために航路として機能する物理的可能性のない水面であっても、環境法等の公法の重要な適用対象となり、また、私権の享有の対象となり得るし、水資源保護の場合にも同様である。

その意味では、現在の海法(海事商法)や国際海洋法や環境法等の区分けが全く無意味なものとなるような横断的な法学領域が存在することの1つの例として考えることは可能である。ここでは、縦割りの古典的な法学領域における在来型の考察だけではなく横断的かつ立体的な考察を織り交ぜた柔軟な思考が必要である。

「environmental media」は、ある環境を組成する構成物のことを意味する。環境汚染は、この「environmental media」の修正であり、特に人間の生活やそれ以外の生物の生存に悪影響を及ぼすような場合のことを指す。報道機関のことではない。

この参考訳においては、環境化学の分野における用例に従い、「環境媒体」と訳すことにした。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

法へのアクセス報告書の参考訳は、法と情報雑誌2巻6号136～158頁にある。規則(EC) No 1049/2001の参考訳は、法と情報雑誌2巻3号102～118頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記の各参考訳の冒頭部分に掲記して文献等のほか、環境法政策学会『環境影響評価—その意義と課題』(商事法務、2011)、庄司克宏編著『EU環境法』(慶應義塾大学出版会、2009)、中西優美子編『EU環境法の最前線—日本への示

峻』(法律文化社、2016)、鈴木聡編著『分子でよむ環境汚染』(東海大学出版会、2009)、日本生態学会編『生態学と社会科学の接点』(共立出版、2014)、中西優美子「環境影響評価指令の三当事者間における直接効果」貿易と関税 53 巻 6 号 71~75 頁 (2005)、西岡徹「Nコードによる位置情報の共有」日本航海学会誌 184 号 52~61 頁 (2013)、鈴木一人「欧州宇宙戦略と Galileo プロジェクト」日本 EU 学会年報 22 号 132~157 頁 (2002)、小荒井衛・長谷川裕之・杉村尚・吉田剛司「精度・分類項目の異なる時系列地理情報を活用した土地被覆・植生変遷の把握の有効性-多摩丘陵での事例-」GIS-理論と応用 19 巻 1 号 1~8 頁 (2011)、桐村喬・中谷友樹・矢野桂司「市区町村の区域に関する時空間的な地理情報データベースの開発-Municipality Map Maker for Web-」GIS-理論と応用 19 巻 2 号 83~92 頁 (2011)、先山孝則・中野武「我が国の塩素系難燃剤 Dechlorane Plus による汚染レベルについて」環境化学 26 巻 2 号 77~88 頁 (2016)、山根裕子「環境関連事業と情報開示、市民参画と司法アクセス(上)」国際商事法務 42 巻 3 号 349~358 頁 (2014)、同「環境関連事業と情報開示(下)」国際商事法務 42 巻 4 号 545~554 頁 (2014)、高村ゆかり「オーフス条約にみる欧州の情報公開と市民参加」環境情報科学 32 巻 2 号 30~35 頁 (2003)、織朱實「環境情報公開と法」環境技術 34 巻 6 号 423~427 頁 (2005)、大久保規子「オーフス条約からみた日本法の課題」環境管理 42 巻 7 号 675~681 頁 (2006)、William van Caenegem & Jen Cleary (Eds.), *The Importance of Place: Geographical Indications as a Tool for Local and Regional Development*, Springer (2017)、Gregory Jones & Eloise Scotford (Eds.), *The Strategic Environmental Assessment Directive: A Plan for Success?*, Hart Publishing (2017)、Bernardo Delogu, *Risk Analysis and Governance in EU Policy Making and Regulation: An Introductory Guide*, Springer (2016)、Heinz-Joachim Peters, *UVPG: Gesetz über die Umweltverträglichkeitsprüfung: Handkommentar (2.Auflage)*, Nomos (2002) を参考にした。

欧州共同体の空間情報のための基盤（INSPIRE）を設置する

欧州議会及び理事会の2007年3月14日の指令2007/2/EC

欧州議会及び欧州連合の理事会は、
欧州共同体条約、及び、とりわけ、その第175条第1項に鑑み、
欧州委員会の提案に鑑み、
欧州経済社会委員会の意見書に鑑み¹、
地域委員会との協議の後、
2007年1月17日に閣僚理事会によって承認された共同文書に照らし、条約の第251条に定める手続に従って審議²、
以下のとおりであるので、この指令を採択する。

- (1) 欧州共同体の環境に関する政策は、欧州共同体の様々な地域における状況の格差を考慮に入れた高いレベルの保護を目指さなければならない。更に、この政策及びそれ以外の欧州共同体の政策の形成と実装のためには、空間情報を含め、情報が必要である。それらの政策は、条約の第6条に従い、環境保護上の要求事項を統合するものでなければならない。そのような統合を行うためには、異なる部門からの情報及び知識を束ねることができるようにするための利用者と提供者との間の統括の措置を設ける必要がある。
- (2) 欧州議会及び理事会の2002年6月22日の決定No 1600/2002/EC³によって採択された第6次環境行動計画は、欧州共同体の環境政策決定が、地域的相違及び地方的相違を考慮に入れた上で、統合された方法で実施されることを確保するための配慮が完全に払われることを要求する。同計画に定める諸目標を達成するために必要な空間情報の可用性、品質、体系化、アクセス可能性及び共有に関しては、数々の問題が存在している。
- (3) 空間情報の可用性、品質、体系化、アクセス可能性及び共有に関する諸問題は、非常に多くの政策上の課題及び情報上の課題と共通するものであり、そして、様々なレベルの行政機関を横断して認識されている。これらの問題を解決するためには、相互運用可能な空間データの交換、共有、アクセス及び使用に対応する手段、並びに、様々な得べの行政機関を横断し、かつ、異なる部門を横断する空間データ機関を必要とする。
- (4) 欧州共同体における空間情報のための基盤（Inspire）は、環境に対して直接または間

¹ OJ C 221, 8.9.2005, p.33

² 欧州議会の2005年6月7日付意見書（OJ C 124 E, 25.5.2006, p.116）、理事会の2006年1月23日付意見書（OJ C 126 E, 30.5.2006, p.16）及び欧州議会の2006年1月23日付意見書（官報未登載）。理事会の2007年1月29日に理付決定及び欧州議会の2007年2月13日の立法決議（官報未登載）。

³ OJ L 242, 10.9.2002, p.1

接の影響をもち得る政策及び活動と関連する政策決定を支援するものでなければならない。

- (5) Inspire は、構成国によって作成された空間情報及び共通の実装法令に適合する空間情報のための基盤を基礎とするものでなければならないが、かつ、欧州共同体レベルの措置によって補われるものである。それらの措置は、構成国によって作成された空間情報のための基盤が、欧州共同体の文脈及び国境を越える文脈において互換性があり、かつ、使用可能であることを確保しなければならない。
- (6) 構成国における空間情報のための基盤は、空間データが、最も適切なレベルで記録保存され、利用可能にされ、かつ、維持されることを確保するために設計されなければならない；それは、欧州共同体を横断する様々な情報源からの空間データを結合し、そして、様々な利用者及び業務の間でそのデータを共有することを可能とするものであり；1つのレベルの行政機関から収集された空間データが、他の行政機関との間で共有されることを可能とするものであり；そのデータの拡張的な使用を不適切に制限しない要件の下で、空間データを利用可能なものとするものであり；そのデータの目的適合性を評価するため、及び、そのデータの使用のために適用される要件を知るために、利用可能な空間データを容易に発見できるものである。
- (7) この指令の適用のある空間情報と、環境情報に対する公衆のアクセスに関する欧州議会及び理事会の2003年1月28日の指令2003/4/EC¹の適用のある情報との間には、ある程度の重複がある。この指令は、指令2003/4/ECを妨げてはならない。
- (8) この指令は、公的部門の情報の二次利用に関する欧州議会及び理事会の2003年11月17日の指令2003/98/EC²を妨げてはならない。同指令の目的は、この指令の目的と相互補完的である。
- (9) この指令は、行政機関の知的財産権の存在または保有を害してはならない。
- (10) Inspire の設置は、Galileo 共同事業体を設置する2002年5月21日の理事会規則(EC) No 876/2002³及び欧州委員会から欧州議会及び理事会宛通知「環境と安全のためのグローバルな監視(GMES):2008年までのGMES機能の確立—(行動計画(2004~2008))」のような、欧州委員会の別の取り組みへの大きな付加価値を表現することになるであろう(そして、それらからの利益も享受することになるであろう)。構成国は、それらが利用可能となり次第、Galileo 及び GMES から得られるデータ及びサービス、とりわけ、Galileo から示される時間及び空間と関連するデータ及びサービスを使用することを検討しなければならない。
- (11) 構成国レベル及び欧州共同体レベルにおいて、空間情報を収集し、その流通または使用の整合性を確保し、または、体系化するための取り組みが行われている。そのような取り組みは、統合された汚染防止及び管理に関する理事会決定96/61/ECの第15条による欧州汚染物質排出登録(EPER)の実装に関する2000年7月17日の委員会決定2000/479/EC⁴、欧州共同体内の森林と環境の相互作用の監視に関する2003年11月

¹ OJ L 41, 14.2.2003, p.26

² OJ L 345, 31.12.2003, p.90

³ OJ L 138, 28.5.2002, p.1

⁴ OJ L 192, 28.7.2000, p.36

17日の欧州議会及び理事会の規則(EC) No 2152/2003¹のような、欧州共同体の立法によって、(例えば、コリーヌ土地被覆、欧州交通政策情報システムのような) 欧州共同体が資金付ける計画の枠組み内において、設けられ得るものであり、また、構成国レベルまたは地域レベルで行われる取り組みから開始され得るものである。この指令は、それらを相互運用可能なものとする枠組みを提供することによって、そのような取り組みを補充するものであるというだけでなく、既に行われた仕事との重複を避けて、これまでの経験及び取り組みに基づいて構築するものでもある。

- (12) この指令は、行政機関によって、もしくは、行政機関の代わりに保有される空間データに対して適用され、また、その公的な職務の遂行における行政機関による空間データの使用に対して適用されなければならない。しかしながら、一定の要件に従い、その自然人または法人がそのデータを求める限り、行政機関以外の自然人または法人によって保有される空間データに対しても、この指令が適用される。
- (13) この指令は、新たなデータの収集またはそのようなデータの欧州委員会への報告の要件を定めてはならない。それは、それらの事項が、環境に関する別の立法によって規律されるからである。
- (14) 国内基盤の実装は進歩的なものでなければならず、従って、この指令の適用のある空間データの課題事項は、異なるレベルの優先順位に従わなければならない。その実装は、様々な政策領域における適用の幅で求められる空間データの範囲、整合性のとれた空間データを必要とする欧州共同体の政策に基づいて定められる諸活動の優先順位、並びに、構成国において実施された整合性確保の努力によって既に得られた進捗状況を考慮に入れるものとしなければならない。
- (15) 既存の空間データの探索における時間と資源のロス、または、そのデータが特定の目的のために使用し得るか否かの判断における時間と資源のロスは、データを利用し尽くす上での主要な障碍の1つである。構成国は、それゆえ、利用可能な空間データのセット及びサービスを、メタデータの方式で提供しなければならない。
- (16) 欧州共同体内において、空間データが体系化され、アクセスされるフォーマット及び構成に幅広い相違があることは、直接または間接に環境に影響のある欧州共同体の立法の効果的な制定、実装、監視及び評価の妨げとなるものであるから、実装措置は、構成国を横断する異なる情報源からの空間データの使用を容易にするために定められなければならない。それらの措置は、空間データのセットを相互運用可能なものとするために立案されなければならない、かつ、構成国は、相互運用性を達成する目的のために必要なデータまたは情報が、その目的のために構成国の使用を制限することのない条件に基づいて利用可能であることを確保しなければならない。実装法令は、それが可能なときは、国際標準に基づくものとしなければならない、かつ、構成国に対して過剰な費用負担となる結果を生じさせてはならない。
- (17) 欧州共同体内の様々なレベルの行政機関の間における空間データの共有のためには、ネットワークサービスが必要である。それらのネットワークサービスは、空間データを発見し、加工し、閲覧し、ダウンロードすること、そして、空間データ及び電子商

¹ OJ L 324, 11.12.2003, p.1. 規則(EC) No 788/2004 (OJ L 138, 30.4.2004, p.17) による改正後の規則。

取引サービスを呼出すことができるようにするものでなければならない。ネットワークのサービスは、構成国によって構築された基盤の相互運用性を確保するために、共通に合意された仕様及びミニマムの実施基準に従って稼働するものでなければならない。サービスのネットワークは、行政機関が、その機関の空間データのセット及びサービスを利用できるようにすることを可能とする技術上の可能性も含めるものとしなければならない。

- (18) 直接または間接に環境に影響のある欧州共同体の政策と関連する一定の空間データのセット及びサービスは、第三者によって保持され、運用される。構成国は、それゆえ、構成国の基盤に包摂される空間データ及び空間データサービスの結合度及び使用の容易性がそれによって損なわれるものでない限り、第三者に対し、国内基盤に関わることのできる可能性を提供しなければならない。
- (19) 構成国における経験は、空間情報のための基盤を成功裡に実装するためには、ミニマムの数のサービスが公衆に対して無償で利用可能とされることが重要であるということを示している。それゆえ、構成国は、空間データのセットを発見するため、及び、一定の特別の条件に従い、空間データのセットを閲覧するためのサービスを、ミニマムかつ無償のものとして利用可能としなければならない。
- (20) 国内基盤の Inspire への統合を支援するため、構成国は、欧州委員会によって運営される欧州共同体の位置情報ポータルを介して、及び、構成国自身が運用を決定したアクセスポイントを介して、構成国の基盤へのアクセスを提供しなければならない。
- (21) 様々なレベルの行政機関からの情報を利用可能なものとするために、構成国は、直接または間接に環境に影響をもち得る構成国の公的な職務を遂行する際、国内レベル、地域レベル及び地方レベルで、その関連における行政機関が直面する実務的な障碍を除去しなければならない。
- (22) 行政機関は、その公的な職務を実施する間、関連する空間データのセット及びサービスへの円滑なアクセスをもつ必要がある。そのようなアクセスは、アクセスが必要となる度に行政機関の間で個別的でアドホックな交渉を要するとすれば、阻害され得る。構成国は、例えば、行政機関の間における事前の合意を用いて、データの共有に対するそのような実務的な障碍を防止するために必要となる措置を講じなければならない。
- (23) ある行政機関が、同じ構成国内にある別の行政機関に対し、環境と関連する欧州共同体の立法に基づく報告義務を充足するために要する空間データ及びサービスを提供する場合、関係する構成国は、それらの空間データのセット及びサービスを無償とすべきことを決定することは、自由とされなければならない。政府及びそれ以外の行政機関と、国内法に基づき行政機関の職務を遂行する自然人または法人との間の空間データのセット及びサービスの仕組みは、行政機関の税制上の実現性を保護する必要性を考慮に入れ、とりわけ、構成国が歳入を増加すべき義務をもつことを考慮に入れなければならない。いかなる場合においても、適用される料金は、収集、作成、複製及び配布の費用と投資から得られる合理的な収益との合計額を超えることができない。
- (24) ネットワークサービスの提供は、個人データの処理と関連する個人の保護及びそのデータの支障のない移転に関する欧州議会及び理事会の 1995 年 10 月 24 日の指令

95/46/EC¹に従い、個人データの保護と関連する基本原則を完全に遵守して行われなければならない。

- (25) この指令に基づいて共有すべき義務を負う行政機関の間における空間データの共有のための枠組みは、構成国内におけるそのような行政機関との関係において中立的なものでなければならないが、別の構成国内のそのような行政機関及び欧州共同体の機関との関係においても中立的なものでなければならない。欧州共同体の機関及び組織は、頻繁に、全ての構成国からの空間情報を統合し、評価する必要があることから、それらの機関は、整合性のある条件に従い、空間データ及び空間データサービスへのアクセスを獲得し、これを使用することができるものとしなければならない。
- (26) 行政機関及び公衆の両者の利益のために、第三者による付加価値サービスの開発を奨励するという観点から、行政機関の活動範囲及び国境を越えて拡大する空間データへのアクセスを促進する必要がある。
- (27) 空間情報のための基盤の効果的な実装は、その関係者であるか利用者であるかを問わず、そのような基盤の設置に利害のある全ての者の統括を必要とする。それゆえ、様々なレベルの政府に及び、かつ、構成国内における権限と職責の配分を考慮に入れた適切な統括組織が構築されなければならない。
- (28) 情報基盤の技能の水準及び実際の経験からの利益を享受するために、この指令の実装のために必要となる措置が、技術標準及び規制の分野における情報の提供の手続を定める欧州議会及び理事会の1998年6月22日の指令98/34/EC²に定める手続に従い、国際標準及び欧州の標準化機関によって採択された技術標準によって支持されるものとしなければならないとすることが適切である。
- (29) 欧州環境機関並びに欧州環境情報及び観測ネットワークの設置に関する1990年5月7日の理事会規則(EEC) No 1210/90³によって設置されえた欧州環境機関は、欧州共同体に対し、客観的で、信頼性があり、かつ、比較可能な環境情報を、欧州共同体レベルで提供する職務をもち、そして、就中、構成国と欧州共同体の機関との間の政策と関連する環境情報の流れを向上させることを目的とする。そのことから、同機関は、この指令の実装のための活動に貢献しなければならない。
- (30) より良き立法のための機関間合意⁴の第34項に従い、構成国は、構成国自身のために及び欧州共同体の利益のために、この指令と国内法化措置との間の関係を可能な限り示す構成国自身の対照表を作成し、かつ、その対照表を公表することを勧奨される。
- (31) この指令の実装のために必要となる措置は、欧州共同体に与えられる実装権限の行使のための手続を定める1999年6月28日の理事会決定1999/468/EC⁵に従って採択されなければならない。

¹ OJ L 281, 23.11.1995, p.31. 規則(EC) No 1882/2003 (OJ L 284, 31.10.2003, p.1) による改正後の指令。

² OJ L 204, 21.7.1998, p.37. 2003年加盟法による改正後の指令。

³ OJ L 120, 11.5.1990, p.1. 欧州議会及び理事会の規則(EC) No 1641/2003 (OJ L 245, 29.9.2003, p.1) による改正後の規則。

⁴ OJ C 321, 31.12.2003, p.1

⁵ OJ L 184, 17.7.1999, p.23. 決定2006/512/EC (OJ L 200, 22.7.2006, p.11) による改正後の決定。

- (32) とりわけ、欧州委員会は、別紙 I、II 及び III に示す既存のデータの課題事項の記述を採択することを授権されなければならない。そのような措置は、一般的な適用範囲をもち、かつ、この指令の非本質的な要素を修正するために立案されるものであるので、それらは、決定 1999/468/EC の第 5 条 a に定める規則審議手続に従って採択されなければならない。
- (33) 欧州委員会は、空間データのセット及びサービスの相互運用性及び整合性のための技術的な準備を定める実装法令、そのようなセット及びサービスへのアクセスに関する条件を定める規則、並びに、ネットワークサービスの技術仕様及び義務に関する規則を採択することも授権されなければならない。そのような措置は、一般的な適用範囲をもち、かつ、非本質的な要素を付加することによってこの指令を補充するために立案されるものであるので、それらは、決定 1999/468/EC の第 5 条 a に定める規則審議手続に従って採択されなければならない。
- (34) この指令の実装に関する決定のための、及び、Inspire の将来の発展のための準備作業は、この指令の実装の継続的な監視及び定期的な報告を必要とする。
- (35) この指令の目的、すなわち、Inspire の設置は、その多国間的な側面、並びに、空間情報のアクセス、交換及び共有の条件を統括すべき欧州共同体内の一般的な必要性のゆえに、構成国によっては十分に達成することができず、それゆえ、欧州共同体のレベルにおいてより良く達成し得るものであるので、条約の第 5 条に定める補完性の原則に従い、欧州委員会は、措置を採択することができる。同条に定める比例性の原則に従い、この指令は、その目的を達成するために必要なところを越えることがない。

第 1 章 一般規定

第 1 条

- 1. この指令の目的は、欧州共同体の環境政策または環境に影響をもち得る活動の目的のための欧州共同体における空間情報のための基盤（以下、「Inspire」として示す。）の設置を目的とする一般規則を定めることにある。
- 2. Inspire は、構成国によって設置され、運用される空間情報のための基盤の上に構築される。

第 2 条

- 1. この指令は、指令 2003/4/EC 及び指令 2003/98/EC を妨げない。
- 2. この指令は、行政機関の知的財産権の存在または保有を害しない。

第 3 条

この指令の目的のために、以下の定義が適用される：

1. 「空間情報のための基盤」とは、この指令に従って設置され、運用され、または、利用可能とされる、メタデータ、空間データのセット及び空間データのサービス：ネットワークサービス及びネットワーク技術；共有、アクセス及び使用に関する合意；統括及び監視の仕組み、過程及び手続のことを意味する；
2. 「空間データ」とは、特定の位置または地理上の領域を直接または間接に示すデータのことを意味する；
3. 「空間データのセット」とは、空間データの識別可能な集合のことを意味する；
4. 「空間データのサービス」とは、空間データのセットの中に含まれる空間データに関し、または、関連するメタデータに関し、コンピュータアプリケーションの呼出しによって実行することのできる操作のことを意味する；
5. 「空間オブジェクト」とは、特定の位置または地理的領域と関連する現実世界の現象の抽象表現のことを意味する；
6. 「メタデータ」とは、空間データのセット及び空間データのサービスを示し、かつ、それらを発見し、目録を作成し、及び、使用できるようにする情報のことを意味する；
7. 「相互運用性」とは、結果が整合性のあるものであり、かつ、データセット及びサービスの付加価値を増加させるような方法で、反復的な手作業の干渉を必要とせず、空間データのセットを結合するための可能性、及び、サービスを相互運用するための可能性のことを意味する；
8. 「Inspire 位置情報ポータル」とは、第11条第1項に示すサービスへのアクセスを提供するインターネットサイトまたはそれと均等のものを意味する；
9. 「行政機関」とは、以下のものを意味する：
 - (a) 国内レベル、公的な諮問機関を含め、政府、または、地域レベルもしくは地方レベルの行政機関；
 - (b) 環境と関連する特別の義務、活動または役務を含め、国内法に基づき、行政機関の機能を遂行する自然人または法人；並びに
 - (c) (a)もしくは(b)の範囲内にある組織または個人の管理の下で、環境と関連する職責もしくは権限をもち、または、その役務提供を行う自然人または法人。
構成国は、組織または機関が司法上の権限または立法上の権限において活動する場合、それらの機関が、この指令の目的のための行政機関とはみなされないことを定めることができる；
10. 「第三者」とは、行政機関以外の自然人または法人のことを意味する。

第4条

1. この指令は、以下の要件を充足する空間データのセットに適用される：
 - (a) そのデータのセットが、構成国が統治権をもち、及びまたは、それを行使する領域と関係するものであること；
 - (b) そのデータのセットが、電子的なフォーマットのものであること；
 - (c) そのデータのセットが、以下のいずれかによって、または、その代わりに保有されるものであること；

- (i) 当該機関の公的な職務の範囲内で、作成され、もしくは、行政機関から取得し、または、当該機関によって管理もしくは更新されるデータのセットをもつ、行政機関；
 - (ii) 第12条に従ってネットワークを利用可能とされる第三者。
 - (d) そのデータのセットが、別紙I、IIまたはIIIに列挙する課題事項のいずれか1または複数と関係するものであること。
2. 同一の空間データのセットであると識別される複数の複製物が、様々な行政機関によって保有され、または、その代わりに保有される場合、この指令は、様々な複製が配布されている中の参照バージョンに対してのみ適用される。
 3. この指令は、第1項に示す空間データのセットの中に含まれるデータと関連する空間データのサービスに対しても適用される。
 4. この指令は、新たな空間データの収集を要求しない。
 5. 第1項(c)に定める要件を遵守するが、第三者が保有する知的財産権と関係する空間データのセットの場合、行政機関は、当該第三者の同意がある場合においてのみ、この指令に基づく行為を行うことができる。
 6. 第1項からの特例により、この指令は、その構成国が空間データの収集または配布を要求する法律または規則をもつ場合に限り、構成国内において、最も低いレベルの政府で業務遂行をする行政機関によって保有され、または、その代わりに保有される空間データに対して適用される。
 7. 環境に影響のある欧州共同体の政策を支持する上で空間データに対する需要が高まることを考慮に入れるため、第22条第3項に示す規則審議手続に従い、別紙I、II及びIIIに示す既存のデータの課題事項の記述を採択することができる。

第2章 メタデータ

第5条

1. 構成国は、別紙I、II及びIIIに列挙する課題事項に対応する空間データのセット及びサービスのためにメタデータが作成されること、並びに、それらのメタデータが最新の状態に保たれることを確保する。
2. 構成国は、以下に関する情報を含めるものとする：
 - (a) 空間データのセットの第7条第1項に定める実装法令との適合性；
 - (b) 空間データのセット及びサービスへのアクセス及びその使用に適用される条件、並びに、それが適用可能なときは、対応する手数料；
 - (c) 空間データのセットの品質及び有効性；
 - (d) 空間データのセット及びサービスの設置、運営、維持管理及び配布について職責を負う行政機関；
 - (e) 第13条に従い、公衆のアクセスに対する制限及びその制限の理由。
3. 構成国は、メタデータが、完全であり、かつ、第3条の(6)に定める目的を充足するために十分な品質をもつものであることを確保するために必要となる措置を講ずる。

4. 本条の実装のための法令は、第22条第2項に示す規則審議手続に従い、2008年5月15日までに採択される。これらの法令は、とりわけ、検査メタデータに関し、関連する既存の国際標準及び利用者の需要を考慮に入れるものとする。

第6条

構成国は、以下の予定表に従い、第5条に示すメタデータを作成する：

- (a) 別紙I及びIIに列挙する課題事項に対応する空間データのセットの場合、第5条第4項による実装法令の採択の日から遅くとも2年以内；
- (b) 別紙IIIに列挙する課題事項に対応する空間データのセットの場合、第5条第4項による実装法令の採択の日から遅くとも5年以内。

第3章 空間データ及びサービスの相互運用性

第7条

1. 相互運用性のための技術的な準備を定め、並びに、それが実用的なときは、空間データのセット及びサービスを統一し、この指令を補充することによってこの指令の非本質的な要素を修正するために立案される実装法令は、第22条第3項に示す規則審議手続に従って採択される。実装法令の制定に際しては、関連する利用者の需要、既存の取り組み、及び、空間データのセットの統一のための国際標準、並びに、実現可能性及び費用対効果の検討が、考慮に入れられる。国際法に基づいて設置された機関が、空間データのセット及びサービスの相互運用性または統一を確保するための関連標準を採択したときは、それらの標準が組み込まれ、また、それが適切なときは、本項に述べる実装法令の中で、既存の技術的手段が指示される。
2. 第1項に定める実装法令の制定の基礎として、欧州委員会は、その費用と収益の見込みの面において、その法令が実現可能であり、かつ、比例的であることを確保するための解析を実施し、また、その解析結果を第22条第1項に示す委員会と共有する。構成国は、要請に応じて、欧州委員会に対し、欧州委員会がそのような解析を実施できるようにするために必要となる情報を提供する。
3. 構成国は、全ての、新たに収集され、拡張的に再構成された空間データのセット及びそれと対応する空間データのサービスが、その採択から2年以内に、第1項に示す実装法令と適合して利用可能となることを確保し、かつ、それ以外の、使用継続する空間データのセット及びサービスが、その採択から7年以内に実装法令と適合するように利用可能となることを確保する。空間データのセットは、既存の空間データのセットの承継によっても、第11条第1項の(d)に示す加工サービスによっても、実装法令と適合して利用可能なものとされる。
4. 第1項に示す実装法令は、別紙I、II及びIIIに列挙する課題事項と関連する空間データのセットと関係する空間オブジェクトの定義及び仕様、並びに、それらの空間データが位置情報を参照する方法に適用される。

5. 国内レベル、空間情報のための基盤における彼らの役割のゆえに空間データと関連する利害をもつ地域レベル及び地方レベルの構成国の代表、並びに、それ以外の、利用者、製造者、付加価値サービスプロバイダもしくは調整組織を含む自然人または法人は、第22条第1項に示す委員会による検討が開始される前に、第1項に示す実装法令の内容に関する準備的な意見交換に参加する機会が与えられる。

第8条

1. 別紙IまたはIIに列挙する課題事項の1または複数に対応する空間データのセットの場合、第7条第1項に定める実装法令は、本条の第2項、第3項及び第4項に定める要件に適合するものとする。
2. 実装法令は、空間データの以下の側面に対応するものとする：
 - (a) 国内システム間の相互運用性を確保するために国内システムに基づく識別子がマップされ得るような、空間オブジェクトのユニークな識別のための共通の枠組み；
 - (b) 空間オブジェクト間の関連性；
 - (c) キー属性、及び、環境に影響をもち得る政策のために共通に要求される対応多言語ソース；
 - (d) データの時間次元に関する情報；
 - (e) データの更新。
3. 実装法令は、同一の場所を示す情報のアイテムの間の一貫性、及び、異なる尺度で表現される同一のオブジェクトを示す情報のアイテムの間の一貫性を確保するために立案される。
4. 実装法令は、異なる空間データのセットから引き出された情報が第7条第4項及び本条の第2項に示す側面に関して比較可能性があることを確保するために立案される。

第9条

第7条第1項に定める実装法令は、以下の予定表に従って採択される：

- (a) 別紙Iに列挙する課題事項に対応する空間データのセットの場合、遅くとも2009年5月15日までに；
- (b) 別紙II及びIIIに列挙する課題事項に対応する空間データのセットの場合、遅くとも2012年5月15日までに。

第10条

1. 構成国は、データ、コード及び技術仕様を含め、第7条第1項に定める実装法令の遵守のために必要な情報が、その目的のためのそれらの情報の使用を制限しないという条件に従い、行政機関または第三者に対して利用可能なものとされることを確保する。
2. その位置が複数の構成国の間の領域にまたがる地勢に関する空間データが、一貫性のあるものであることを確保するため、構成国は、それが適切なときは、双方の合意によって、

そのような共通の特性の描写及び位置づけに関して定める。

第4章 ネットワークサービス

第11条

1. 構成国は、この指令に従って作成されたメタデータのための空間データのセット及びサービスのための以下のサービスのネットワークを構築し、運用する：

- (a) 対応するメタデータの内容に基づいて空間データのセット及びサービスを探索し、メタデータの内容を表示することができるようにする発見サービス；
- (b) ミニマムのもので、視覚可能な空間データのセットを表示、ナビゲート、ズームイン/ズームアウト、パンまたはオーバーレイし、説明の情報及び関連するメタデータの内容を表示することができるようにする視覚化サービス；
- (c) 空間データのセットもしくはそのようなセットの部分の複製を可能にし、ダウンロードされるようにし、及び、それが実用的な場合には、直接にアクセスされるようにするダウンロードサービス；
- (d) 相互運用性を達成するために、空間データのセットを加工されるようにする、加工サービス；
- (e) 呼出された空間データのサービスを認めるサービス。

これらのサービスは、関連する利用者の需要を考慮に入れ、かつ、利用しやすく、公衆に利用可能で、インターネットその他の適切な通信手段を介してアクセス可能なものとする。

2. 第1項の(a)に示すサービスの目的のために、ミニマムのもので、以下の探索の基準の組み合わせが実装される：

- (a) キーワード；
- (b) 空間データ及びサービスの分類；
- (c) 空間データのセットの品質及び有効性；
- (d) 第7条第1項に定める実装法令の適合性の程度；
- (e) 地理的位置；
- (f) 空間データのセット及びサービスのアクセス及び使用に適用される条件；
- (g) 空間データのセット及びサービスの設置、運用、維持管理及び配布について職責を負う行政機関。

3. 第1項の(d)に示す加工サービスは、それらの全てのサービスが第7条第1項に定める実装法令に適合して運用されるようにするための方法で、同項に示す他のサービスと組み合わせられる。

第12条

構成国は、行政機関が、その空間データのセット及びサービスと、第11条第1項に示すネットワークとをリンクする技術的可能性を与えられることを確保する。このサービスは、要請に応じて、その空間データのセット及びサービスが、とりわけ、メタデータ、ネット

ワークサービス及び相互運用性に関する義務を定める実装法令を遵守する第三者に対しても利用可能なものとされる。

第13条

1. そのようなアクセスが、国際関係、公共の安全または国家安全保障に対して悪影響を及ぼすおそれがある場合、構成国は、第11条第1項からの特例により、第11条第1項(a)に示すサービスを介する空間データのセット及びサービスに対する公衆のアクセスを制限することができる。

そのようなアクセスが、以下のいずれかに対して悪影響を及ぼすおそれがある場合、構成国は、第11条第1項からの特例により、第11条第1項の(b)ないし(e)に示すサービスを介する空間データのセット及びサービスに対する公衆のアクセス、または、第14条第3項に示す電子商取引に対する公衆のアクセスを制限することができる：

- (a) その秘密性が法律によって定められている場合、行政機関の手続の秘密性；
- (b) 国際関係、公共の安全または国家安全保障；
- (c) 治安の維持、全ての者が公正な裁判を受けることができること、または、行政機関が刑事的もしくは懲戒的な性質をもつ聴聞を行うことができること；
- (d) 統計上の秘密の維持及び課税上の秘密における公共の利益を含め、そのような秘密性が、正当な経済的利益を保護するための国内法または欧州共同体法によって定められている場合、営業上の情報または産業上の情報の秘密性；
- (e) 知的財産権；
- (f) その秘密性が国内法または欧州共同体法によって定められている場合において、当該個人が公衆に対する情報の開示に同意していない場合、自然人に関する個人データ及びまたはファイルの秘密性；
- (g) 当該の者が、関係する情報の放出に同意していない限り、そのようにすべき法的義務がなく、または、そのような義務の下に置かれる能力なしに、任意に、要求された情報を提供した者の利益または保護；
- (h) 希少種の所在地のような、その情報と関係する環境の保護。

2. 第1項に定めるようなアクセスの制限のための法的根拠は、個々の案件について、このアクセスを提供することによって与えられる公共の利益を考慮に入れた上で、限定的な方法で解釈される。全ての個々の案件において、開示によって与えられる公共の利益は、アクセスの制限または条件付きアクセスによって与えられる利益と比較対照して評価される。構成国は、第1項の(a)、(d)、(f)、(g)及び(h)のゆえに、環境汚染に関する情報へのアクセスを制限することができない。

3. この枠組み内において、かつ、第1項の(f)の適用の目的のために、構成国は、指令95/46/ECの義務が遵守されることを確保する。

第14条

1. 構成国は、第11条第1項(a)及び(b)に示すサービスを公衆が無料で利用できることを確

保する。

2. 第1項からの特例により、構成国は、その料金が、空間データのセット及び対応するサービスの維持管理を安全にするものであり、特に、非常に大量の頻繁なデータの更新がある場合においては、行政機関に対し、料金を適用して、第11条第1項の(b)に示すサービスを提供することを認めることができる。
3. 第11条第1項の(b)に示す視覚化サービスを介して利用可能とされるデータは、営利目的のためのそのデータの二次利用を禁止する方式とすることができる。
4. 行政機関が第11条第1項の(b)、(c)または(e)に示すサービスの料金を徴収する場合、構成国は、電子商取引サービスを利用することができることを確保する。そのようなサービスは、免責条項、クリックライセンス、または、それが必要なときは、許諾条項の適用を受けるものとすることができる。

第15条

1. 欧州委員会は、欧州共同体のレベルで、Inspire 位置情報ポータルを設置し、運用する。
2. 構成国は、第1項に示す Inspire 位置情報ポータルを介して、第11条第1項に示すサービスへのアクセスを提供する。構成国は、構成国自身のアクセスポイントを介して、構成国のサービスへのアクセスを提供することもできる。

第16条

この指令を補充することによってこの章の非本質的な要素を修正するために立案される実装法令は、第22条第3項に示す規則審議手続に従って採択され、かつ、とりわけ、以下の事柄を定める：

- (a) 欧州共同体の環境立法の枠組み内で採択された既存の報告義務及び勧告、既存の電子商取引サービス及び技術の発展を考慮に入れた上で、第11条及び第12条に示すサービスのための技術仕様及びそれらのサービスのためのミニマムの実施基準；
- (b) 第12条に示す義務。

第5章 データ共有

第17条

1. 各構成国は、第3条の(9)の(a)及び(b)に示す構成国の行政機関の間における空間データのセット及びサービスの共有のための措置を採択する。それらの措置は、構成国の行政機関が、環境に影響をもち得る公的な職務の目的のために、空間データのセット及びサービスへのアクセスを得ることができるようにし、かつ、それらのセット及びサービスの交換をできるようにする。
2. 第1項に定める措置は、それを使用しようとする際に生ずる、空間データのセット及びサービスの共有に対する実務上の障壁をつくり出す可能性のある制限を排除する。

3. 構成国は、行政機関が、それらをライセンスするために空間データのセット及びサービスを提供することを認め、及びまたは、それらの空間データのセット及びサービスを使用する行政機関または欧州共同体の機関もしくは組織に対して料金の徴収を認めることができる。そのような料金及びライセンスは、行政機関の間における空間データのセット及びサービスの共有を促進するという一般的な目的と完全に適合するものでなければならない。料金の徴収が行われる場合、その料金は、それが適用可能なときは、空間データのセット及びサービスを提供する行政機関の独立採算制上の義務を尊重しつつ、投資からの合理的な利益と合算し、空間データのセット及びサービスの求められる品質及び供給を確保するためのミニマムのものに抑えられる。環境と関連する欧州共同体の立法に基づく構成国の報告義務を充足するために構成国から欧州共同体の機関及び組織に対して提供される空間データのセット及びサービスは、いかなる料金によることもできない。
4. 第1項、第2項及び第3項に定める空間データのセット及びサービスの共有のための覚書は、環境への影響をもち得る公的な職務の目的のために、他の構成国の第3条の(9)の(a)及び(b)に示す行政機関並びに欧州共同体の機関及び組織に対して開かれるものとする。
5. 第1項、第2項及び第3項に定める空間データのセット及びサービスの共有のための覚書は、環境への影響をもち得る公的な職務の目的のために、互恵及び均等ベースで、欧州共同体及び構成国が締約国となっている国際協定によって設置された組織に対して開かれるものとする。
6. 第1項、第2項及び第3項に定める空間データのセット及びサービスの共有のための覚書が、第4項及び第5項に従って利用可能とされる場合、これらの覚書は、それらの使用の要件を定める国内法に基づく義務を伴うものとすることができる。
7. 本条からの特例により、構成国は、治安の維持、公共の安全、国家安全保障または国際関係に悪影響を及ぼす可能性がある場合、共有を制限することができる。
8. 構成国は、整合性のある条件に従い、欧州共同体の機関及び組織に対し、空間データのセット及びサービスへのアクセスを提供する。これらの条件を規律し、この指令を補充することによってこの指令の非本質的な要素を修正するために立案される実装法令は、第22条第3項に示す規則審議手続に従って採択される。これらの実装法令は、第1項ないし第3項に定める基本原則を完全に尊重する。

第6章 統括及び補充措置

第18条

構成国は、異なるレベルの政府を横断し、空間情報のための構成国の基盤にその利害をもつ全ての分担を統括するために、適切な組織及び仕組みが立案されることを確保する。

これらの組織は、関連するデータのセットの指定、利用者の需要、既存の実務に関する情報の提供、この指令の実装に関するフィードバックの提供に関し、就中、利用者、製造者、付加価値サービスプロバイダ及び調整組織の分担を統括する。

第19条

1. 欧州委員会は、欧州共同体のレベルの Inspire の統括のための職責を負い、かつ、その目的のために、関連組織からの補佐、とりわけ、欧州環境機関からの補佐を受ける。
2. 各構成国は、この指令と関連する欧州委員会との連絡について職責を負い、通常は行政機関である連絡部局を指定する。この連絡部局は、その構成国内における権限及び職責の配分を考慮に入れた上で、統括組織から支援を受ける。

第20条

この指令に示す実装法令は、指令 98/34/EC に定める手続に従い欧州標準化機関によって採択された標準、及び、国際標準を考慮に入れるものとする。

第7章 最終条項

第21条

1. 構成国は、空間情報のための構成国のインフラの実装及び使用を監視する。構成国は、その監視結果を、常時、欧州委員会及び公衆からアクセス可能なものとする。
2. 遅くとも 2010 年 5 月 15 日までに、構成国は、欧州委員会に対し、以下の要旨の記載を含む報告書を送付する：
 - (a) 空間データのセット及びサービスの公的部門のプロバイダ及び利用者並びに媒介的な組織がどのように統括されているか、第三者との関係について、並びに、品質保証の組織について；
 - (b) 空間情報のための基盤の機能及び統括のために行政機関または第三者によって行われた寄与；
 - (c) 空間情報のための基盤の使用に関する情報；
 - (d) 行政機関間のデータ共有の合意；
 - (e) この指令の実装の費用及び収益。
3. 3 年毎に、最初は遅くとも 2013 年 5 月 15 日までに、構成国は、欧州委員会に対し、第 2 項に示す事項に関する更新された情報を提供する報告書を送付する。
4. 本条の実装のための細則は、第 22 条第 2 項に示す規則審議手続に従って採択される。

第22条

1. 欧州委員会は、委員会によって補佐される。
2. 本項に対する参照が行われる場合、その第 8 条の条項を考慮した上で、決定 1999/468/EC の第 5 条及び第 7 条が適用される。

決定 1999/468/EC の第 5 条第 6 項に定める期限は、3 か月とする。
3. 本項に対する参照が行われる場合、その第 8 条の条項を考慮した上で、決定 1999/468/EC

の第5条aの第1項ないし第4項及び第7条が適用される。

第23条

2014年5月15日までに、それ以降は6年毎に、欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、この指令に基づく実装に関する報告書、就中、第21条第2項及び第3項による構成国からの報告書に関する報告書を提示する。必要があるときは、その報告書は、欧州委員会の行為の提案を伴うものとする。

第24条

1. 構成国は、2009年5月15日までに、この指令を遵守するために必要となく法律、規則及び行政規則を発効させる。

構成国がこれらの措置を採択する際、構成国は、この指令への参照を含めるものとし、または、その公示の際にそのような参照を添付するものとする。そのような参照をする方法は、構成国によって定められる。

2. 構成国は、欧州委員会に対し、この指令の適用のある分野において構成国が採択する国内法の主要な条項の正文を送付する。

第25条

この指令は、EU官報上で公示された翌日から20日目に発効する。

第26条

この指令は、構成国に対して発出される。

2007年3月14日にストラスブールにおいて行われた。

欧州議会として
議長 H.-G. Pöttering

理事会として
議長 G. Glöser

別紙 I

第6条(a)、第8条第1項及び第9条(a)に示す空間データの課題事項

1. 座標指示システム
測地水平データ及び垂直データに基づき、1組の座標 (x, y, z)、及びまたは、幅及び長及び高さとして、空間内の空間情報をユニークに指示するシステム。
2. 地理的グリッドシステム
共通の基点、並びに、標準化されたグリッドセルの位置及びサイズをもつ、統一された多解像度のグリッド(行列)
3. 地理的名称
公共の利益または歴史上の利益のある、領域、地域、地方、都市、近郊、町もしくは集落の名称、または、地理的もしくは地形的な特徴。
4. 行政上の単位
構成国が統治権をもち、及びまたは、それを行使する場合、行政上の境界によって区分けされ、地方政府、地域政府または国内政府のための領域を区分する行政上の単位；
5. 住所
通常は街路名、家屋番号、郵便番号を用い、住所の識別子に基づく財産の所在地。
6. 土地の区画
不動産登記簿またはそれと均等なものによって定められる領域。
7. 交通ネットワーク
鉄道交通、航空交通及び水上交通のネットワーク及び関連する基盤。異なるネットワーク間のリンクを含める。また、全欧交通ネットワークの開発のための欧州共同体の運用指針に関する欧州議会及び理事会の1996年7月23日の決定No 1692/96/EC¹並びに同決定の将来の改訂法令に定める全欧交通ネットワークを含める。
8. 水面区分
水面区分の要素。海域、並びに、河川流域及び支川小流域を含め、海域以外の水域及び水路を含む。それが適切なときは、水資源保護政策の分野における欧州共同体の枠組みを設ける欧州議会及び理事会の2000年10月23日の指令2000/60/EC²に定める定義、並びに、ネットワークのフォームに定める定義に従う。
9. 保全区域
特別の保全の目的を達成するための国際法、欧州共同体法及び構成国法の枠組み内で指定され、管理されている区域。

¹ OJ L 228, 9.9.1996, p.1. 理事会規則(EC) No 1791/2006 (OJ L 363, 20.12.2006, p.1) による改正後の決定。

² OJ L 327, 22.12.2000, p.1. 決定 No 2455/2001/EC (OJ L 331, 15.12.2001, p.1)による改正後の指令。

別紙 II

第6条(a)、第8条第1項及び第9条(b)に示す空間データの課題事項

1. 標高
土地、氷河及び海水面のための数値標高モデル。土地標高、水深及び海岸線を含む。
2. 土地被覆
人工地盤、農業地域、森林、自然（半自然）の領域、湿地、水域を含め、地表の物理的被覆または生物学的被覆。
3. オルソ画像
人工衛星または空中センサからの、座標補正された地球表面の画像データ。
4. 地質学
組成及び構造によって特徴付けられる地質学。岩盤、帯水層及び地形学を含む。

別紙 III

第6条(b)及び第9条(b)に示す空間データの課題事項

1. 統計単位
統計情報の配布または使用のための単位。
2. 建物
建物の地理的な位置。
3. 土壌
深度、質、構造、並びに、粒子及び有機物の含有、砂粒、浸食で特徴付けられる土壌及び下層土。それが適切なときは、傾斜及び推定保水量を意味する。
4. 土地の利用
土地の現在または将来の計画された利用目的または社会経済的な目的に従い特徴付けられる領域(例:住宅地、工業地帯、商業用地、農業用地、森林地帯、保養地)。
5. 人間の健康及び安全
病状(アレルギー、腫瘍、呼吸器疾患等)の勢力の地理的分布、健康に対する影響を示す情報(バイオマーカー、生殖能力の低下、感染症の流行)、または、人間の健康状態を示す情報(疲労、ストレス等)であって、直接に(大気汚染、化学物質、オゾン層の枯渇、騒音等)または間接に(食品、遺伝子組換え生物等)環境の質と関連性をもつもの。
6. 公共事業及び政府機関
下水道、廃棄物管理、電気の供給及び水の供給のような公共事業の施設を含み、また、一般行政事務、市民の救護場所、学校及び病院のような行政上及び社会上の政府機能を含む。
7. 環境監視施設
汚染、環境媒体の状態及びエコシステムのパラメータ(生物多様性、生態学的条件及び植生等)の観察及び測定を含め、行政機関による、または、行政機関の代わりに行われる環境監視施設の所在地及びその業務。
8. 製造施設及び工業施設
統合された汚染防止及び管理に関する1996年9月24日の理事会指令96/61/EC¹の適用にある設備を含め、工業製造地帯、並びに、揚水施設、採掘地域、倉庫地域。
9. 農業用施設及び農業施設
耕作機器及び生産施設(灌漑システム、温室、厩舎を含む)。
10. 人口分布—人口学
人口特性及び活動のレベルを含め、グリッド、地域、行政単位またはそれ以外の解析上の単位によって集約される人々の地理的分布。
11. 管理区域・禁止区域・規制区域及び報告単位

¹ OJ L257, 10.10.1996, p.26. 欧州議会及び理事会の規則(EC) No 166/2006 (OJ L33, 4.2.2006, p.1)による改正後の指令。

国際的なレベル、欧州のレベル、国内レベル、地域レベル及び地方レベルで管理され、規制され、または、報告のために使用される区域。廃棄物処理場、飲料水の水源周辺の規制された場所、硝酸塩脆弱地帯、海の航路または大きな内水面の航路、塵を廃棄するための場所、騒音規制区域、探査及び採掘が認められる場所、河川流域地区、関連する報告単位、並びに、海岸管理区域を含む。

12. 自然のリスクのある区域

例えば、洪水、地滑り及び地盤沈下、雪崩、森林火災、地震、火山噴火のような、自然災害によって特徴付けられる脆弱性のある区域（その所在地、過酷さ及び頻度のゆえに、社会に対して重大な影響を及ぼす可能性をもつ全ての大気現象、水の現象、地震現象、火山現象及び自然火災現象）。

13. 大気の状態

大気の物理的な状態。測定、モデル及びそれらの組み合わせに基づく空間データを含み、また、測定地を含む。

14. 気象地理的な特徴

気象条件及びその測定；降水、気温、蒸発散位、風速及び風向。

15. 海洋地理的な特徴

海洋の物理的な状態（海流、塩分濃度、波高等）。

16. 海域

共通の特徴をもつ区域及び小区域に区分された、海域及び塩水帯の物理的な状態。

17. 生物地理的な区域

共通の特徴をもつ比較的同種の生態条件の区域。

18. 生息地及びビオトープ

その場所に棲息する生物を物理的に支える特定の生態条件、生態過程、生態構造及び（生命維持の）機能によって特徴付けられる地理的区域。完全な自然であるか半自然であるかを問わず、地理的な特徴、無生物の特徴及び生物の特徴によって区分される地上の区域及び海洋の区域を含む。

19. 種の分布

グリッド、地域、行政単位またはそれ以外の解析単位によって集約される動物種及び植物種の出現の地理的分布。

20. エネルギー源

炭化水素、水力、バイオエネルギー、太陽光、風力等を含むエネルギー源。それが適切なときは、それらの資源の範囲に関する深さ・高さの情報を含む。

21. 鉱物資源

金属鉱石、工業用鉱物等を含む金属資源。それが適切なときは、それらの資源の範囲に関する深さ・高さの情報を含む。